

平成18年度 第2回高齢者支援部会議事録

日 時：平成18年11月20日（月）19：00

場 所：市役所庁舎 10階 第6会議室

会議次第

1．開会

2．議題

- (1) 第1回会議の議事録の確認について
- (2) 平成17年度主要な施策の成果及び決算について
- (3) 市役所組織機構の見直しについて
- (4) その他

3．閉会

出席委員

坂井委員、樋渡委員、野水委員、松崎委員、
林専門委員、須賀専門委員、菅原専門委員
(10名中7名出席)

議事録

事務局

本日は、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成18年度第2回「帯広市健康生活支援審議会高齢者支援部会」を開催させていただきます。

本日は、委員10名中7名の皆様のご出席をいただいております。

本日の議題についてであります。お手元の会議次第のとおり予定しております。

本日使用いたします資料について、確認させていただきます。

資料につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、まず前回会議の議事録。資料1は、平成17年度主要な施策の成果及び決算。資料2は、市役所組織機構見直しの資料でございます。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせ下さい。

それでは、会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては、坂井部会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

部会長

皆さん、お晩でございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

始めに議題の(1)議事録の確認についてであります。前回の部会の議事録をご確認いただきたいと思いますが、何かご質問ご意見はございますか。

特になければ、議事録の確認については終わらせていただきます。

次に、議題の（２）平成17年度主要な施策の成果及び決算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

高齢者福祉課の方からご説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。平成17年度の主要な施策の成果でございますけれども、1点目は高齢者の生きがいづくりということで、社会参加を図るということでございます。高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、スポーツ、レクリエーション、学習活動などさまざまな交流、参加機会の拡充に努めてきているところでございます。

7月初旬に例年あります高齢者のスポーツ大会、平成17年度に34回目を迎えておりまして、約1,900名の参加をいただいてグリーンパークで開催をさせていただいているところでございます。

次に社会参加の拡充ということで、高齢者バス券についてでございます。高齢者バス券につきましては平成17年度から見直しを行いまして、70歳以上の方で市民税非課税世帯の方に限定をさせていただきました。対象者11,546人おりまして、そのうちバス券の交付希望のありました8,350人の方に交付をさせていただきまして、使用していただいているという状況でございます。

2番目に生きがいづくりでございます。高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう老人クラブなどの自主的活動を支援するとともに、活動の場作りを進めてまいりました。また、健康づくりと友愛活動、世代間交流を図る社会奉仕事業に対する支援を行いました。

その結果、老人クラブといたしまして216クラブ、12,785名の会員数を要しておりますけれども、単位老人クラブ、市老連に補助金を出させていただいて活動を活性化させていただいたということでございます。

また老人専用バスが2台ございますけれども、単位老人クラブ68回、2,124人の方のご利用をいただいております。

次に敬老祝金でございますけれども、平成17年度から見直しを行いまして77歳、88歳、100歳の節目の歳の方に交付をさせていただいております。

従前は99歳と100歳以上というのがありましたけれども、これにつきましては事務事業評価の結果ということで見直しをさせていただいております。喜寿の方につきましては1万円、米寿の方につきましては3万円、100歳の方につきましては5万円ということでお手元の資料の人数の方に贈らせていただいたということでございます。

次に1ページをめくっていただいて、在宅サービスの充実でございます。

介護認定を受けていないが、何らかのサービスが必要であるという方につきましては、ヘルパー派遣、デイサービスなどを受けられるようにしております。その他に調理が困難な方に対して配食サービスにつきましても61,504食の配食をサービスしております。

また、低所得者の家族介護用品支給は、紙おむつだとか尿取りパット、清拭綿などございますけれども、計6,250円の支給券を記載のとおりの方に支給をさせていただいております。

ます。

それから一人暮らし高齢者訪問活動、これは乳酸菌飲料を配達しながら、安否確認、声掛けなどを行っております。具体的には1,500人ちょっとの人数の方に21万回くらい安否確認を行っている状態でございます。

次に家族介護リフレッシュということで、高齢者が在宅生活を送るうえで介護者のリフレッシュが必要だということで8回開催させていただいて、148人の方の参加をいただいております。

それから緊急対策の充実ということで、緊急通報システム800台を設置しております。ここ4、5年800台は変わってはいないのですけれども、これはグループホームができた、いろいろと老人ホームなどができたということでありまして、現状においてはまだ800台で足りている状態です。もちろんこれは足りなくなれば増やさなければならぬのですけれども800台を設置しております。

次のページですが老人福祉費決算概要でございます。合計で3億9,653万3千円。それに対しまして決算額3億5,562万2千円ということで4,091万1千円となっております。

この内訳は高齢者バス券の交付事業で、今回、所得制限をいたしまして所得に恵まれない方に限定したということで、私どもといたしましては交付率、使用率が伸びるのではないかと予想をしておりました。今までこういう経験がないわけですけれども、予想以上に伸びませんで、交付率、使用率も所得制限をする前と同じような状態であったということで、これで約3,800万円減になったということが大きな要因となっております。

在宅サービスの充実ですが、生きがい活動支援通所事業が減になっておりますけれども、申請減ということでございます。私の方からは以上です。

事務局

私の方から介護保険に関することをご説明いたします。

17年度主要な施策の成果という議題の資料のところには18年度介護保険事業の概要というA4用紙1枚、お手元にありますでしょうか。まず、この部分からのご説明をさせていただきます。ここでは被保険者の状況を述べておりまして、第1号被保険者、65歳以上の方が該当いたしますけれども、その状況についてかいつまんで説明をさせていただきます。資料上段にございます表のうち、真ん中に実績というのがございまして、17年度につきましては2期計画の最終年度でございます。人口については170,893人、うち65歳以上の第1号被保険者32,683人ということで、19.12%、これが高齢化率といわれる65歳以上の方々の割合になります。ご覧いただいておりますように、帯広市の場合、人口はやや減少傾向を辿ってきておりますけれども、65歳以上の高齢者については増加傾向にあるという状況でございます。ここには書いておりませんが人口の減少については比較的勤労世代40代、50代を中心に減少が発生し、高齢者の移動についてはそんなに発生していないということで、率としては高くなっていく傾向にありますし、この部分については今後についてもしばらくの間、続くであろうと思っております。

次に要支援、要介護の認定者数でございます。これは下段の表でありますけれども、2期の実績として17年度合計の欄になりますが、5,852名の方が支援を含む介護認定を受けております。人口に比しまして下から2行目になりますけれども、3.42%の介護認定者

の発生率があります。さらには1番下の行になりますけれども、第1号被保険者の比率で申し上げますと、先ほど申しました65歳以上の人口に占める割合としては17.35%です。これについても高齢者人口が増えるとともに第1号被保険者の介護認定出現率も増えてくる傾向にあるということですし、この傾向はこれからも続くのだと思います。さらにはこうした高齢者施策の、一つの尺度の中に後期高齢者と呼ばれる75歳以上の方々の状態を示す場合があるのですが、書いてはございませんけれども75歳以上の人口における介護認定者を算出してみますと、およそ33%ということは、75歳以上の方々の3人に一人の方は要支援を含む介護認定を受けていらっしゃるということでございます。

次に平成17年度介護保険事業の決算概要について説明させていただきますが、介護サービスの利用状況のうち、特徴的なものをかいつまんでご説明させていただきます。

17年度の決算ですけれども、この介護サービスにつきましては年間の延べ利用回数であったり、延べ利用人数であったりいたしておりますので、単位の方をご覧になっていただきたいと思いますが、まず、居系宅介護サービスと呼ばれる中に訪問系サービスというのがございます。これは自宅へ訪ねてということになりますけれども、ここで訪問介護は17年度については293,800回近いご利用があったということで、16年度に比べましても大幅な伸びを示してきている。これが今回の18年4月を中心とする介護保険制度改正にも言えることなのですが、今、国が取ろうとしている施策については施設介護よりは居宅における介護ということで、その中心となるべき介護の拠点と言いますか、そういったものが在宅にあるとなってきますので、今後においてのこういった傾向については訪問系、在宅に対する介護サービスが利用回数としては伸びていくのだろうと思っております。

中間あたりになりますけれども通所系サービスということで、何らかの施設に通って介護サービスを受けるというものがございますけれども、この利用が77,911回ということで、これについても113%の伸びということで前年に比べて多くなっております。

特徴的なものについては、下から二枠目になります地域密着型サービスですが、この中で認知症対応型共同生活介護というのがございまして、グループホームでございまして、17年度はかなりグループホームの設置が進みました。17年の後半には8事業所126床が整備されたことによって、その事業が進んできたということですが、この事業につきましては276名の月当たり利用があるということで、この伸びについても恐らく114%ということのでかなりの伸びになってきておりますし、今後においても伸びる傾向にあります。また、3期計画の中でグループホームの設置を計画しているのですが、設置が終わっていない部分もございまして、今後も整備を行いこの利用についても進むということになります。

それから施設サービス、この中で特徴的なものについては1番最後の行になりますけれども、介護療養型医療施設というのがございます。療養型病床群といわれるもののうちの介護の適用になる部分でございまして、これが月当たりの利用人数が17年度181名ということで16年度の266名から大幅な減少があるということで、この分については後ほどまた出てまいりますので、説明をさせていただきますけれども、今、制度の改正あるいは国の方針変更の部分も絡んでくると思っております。

次のページをめくっていただきまして保険料の状況でございまして、介護保険の徴収をさせていただきます保険料でございますけれども、65歳以上の保険料についての徴収を直接

の形で担当しておりますけれども、ここで15～17年度という欄がございますけれども、その中の第3段階、月額で3,460円。これが一定額における帯広市における月額の介護保険料の基準額というものでございました。これが18年度から始まりました第3期の中では、4,190円ということで今回21.1%上昇させていただいて第3期計画を進めるということになっております。

次に、2番目の保険料収納状況でございます。17年度につきましては賦課人数33,773人、保険料の収納額1,235,267,080円ということで、収納率については98.07%でございます。これは40歳以上64歳までの医療保険制度の中で合わせて天引きをさせていただいている方、納付していただいている部分も別に保険料というのはございますけれども、65歳以上で直接納付いただいている方、あるいは年金等からの天引きをさせていただいている方の保険料でございますけれども、98.07%ということで、年金天引きが中心になっておりますので、比較的高い収納率となっております。ただし、なかなか収納率が伸びていかない。停滞気味と言いますか、やや減少していく傾向にある。今回保険料の改定をさせていただきましたので、この辺が収納率に今後影響が出てくるものという推測もしているところでございます。

次に5番目の保険料の軽減制度、帯広市独自の軽減制度でございますけれども、その状況についてご説明させていただきます。17年度におけます対象者としては961名、軽減額としては11,516,500円、軽減率は39.17%ということで、これらの方々についての独自軽減が16年度と比べますと対象者数、金額ともに同様の状況と言えらると思います。その右端に18年9月の状況が出ておまして、300人弱の人数になっておりますけれども、ここについては横に注釈がついておりますけれども、18年度は制度改正により2段階が新設されたということで、第2段階が新設されましたので、軽減手続きがなくても軽減になる方が増えたことによって直接の申請が必要のない方が多くなったということです。

次にページをめくっていただきまして、第1期、第2期の実績比較をしておりますけれども、この中で特徴的な部分を申し上げますが、居宅介護サービス給付費としては17年度32億1,300万円ほどでありました。第1期の実績で14年度まるまる3年前と比べますと、約1.6倍の伸びになっている。施設系サービスについては1.02倍という数字になります。

それから下の枠に移りますけれども、サービス別の給付額につきましては先ほど言いましたように訪問系サービスの中の訪問介護が非常に伸びておまして、17年度実績8億4,900万円、14年度で比べると6億ちょっとの金額でございましたので、1.4倍に膨らんでいる。通所系サービスの中の通所介護、これについても1.57倍ということで非常に大きな伸びを示しております。さらには認知症対応型共同生活介護というのがございますけれども、グループホームになりますけれども、この部分についても施設整備が進んだということで、7億4千万円強ということで、前期の最終年14年と比べますと3.47倍となっております。

この表の最後のところに、また、介護療養型の医療施設が出てまいりますけれども、この分については8億3,100万円ということで、14年度が9億9,700万円ですから、ここについては0.83倍ということで若干縮んでおりますが、この部分につきましては今後、機会を見つけてご説明をさせていただくことになると思いますけれども、今、国の方において介護療養型の病床については再編を考えております。平成24年3月までにその再編が終わると

ということで、現段階で申し上げますと、今、現在、医療療養と介護療養ベッド数は38万床と言われております。その分の6割を廃止する。最終的に医療型を15万床を残すという計画がございます。この考え方の根底には在宅を中心とした介護を視野に入れていく。それが主眼となっております。それを従前の介護療養型のベッドの方を、今後は補助金等々の政策も設けまして、他の施設、老健施設ですとかそういった施設に転換するための模索が、今なされておまして、23年度中には整理を終えたいという国の方針も今囁かれ始めておりますのが、介護保険における療養型の状況でございます。

介護保険、非常に数字ばかりで説明の方がなかなか捕らえにくいところもあったかと思いますが、以上で終わります。

事務局

それではお手元の資料の保健課の主要な施策の成果についてご説明させていただきます。保健課では健康づくりの推進のため、さまざまな保健事業を実施しております。始めに健康教育の実施状況ですが、健康に関する知識の普及啓発として地域に出向いたり、講座として集団を対象として行いました、集団健康教育は回数146回、人数4,027人となっております。また、生活習慣病の予防として高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙の要指導者の一人一人を対象として行いました個別健康教育は、実指導人数30人、延指導人数107人となっております。

次に健康相談ですが、総合福祉センターを始め地域に出向いて健康に関する相談に応じておりますが、回数18回、人数171人となっております。

健康診査につきましてはコミセンや福祉センターなどで行っております集団と指定医療機関で行っております施設検診で各種健康診査を行っておりますが、日数は施設健診の場合は通年で行っております。集団については102日となっております。それぞれの健康診査の受診者数については記載したとおりとなっております。

次のページですけれども、生活習慣病の予防や閉じこもり、寝たきり、認知症予防、介護している方の家族介護者を対象とした家庭訪問につきまして、実人数108人、延人数が351人となっております。

最後に介護予防を目的として行っております機能訓練事業、介護予防個別評価事業ですけれども、機能訓練事業回数146回、実人数85人、延人数3,525人となっております。

次に介護予防個別評価事業ですが、回数24回、実人数23人、延人数446人となっております。

また総合福祉センターの温泉機能と運動の効果を組み合わせました、いきいき温泉事業ですけれども、回数82回、実人数70人、延人数964人となっております。

次のページの平成17年度予防費（保健課）決算概要ですけれども、老人保健等推進に要した経費ということで、下に健康診査からいきいき温泉事業までの予算額1億7,732万2千円、これに対しまして決算額1億6,784万1千円、948万1千円の減となっております。その内訳につきましては健康診査の受診数の減が主な内容となっております。以上です。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

委員

高齢者福祉課の資料で在宅サービスですけれど、先ほど要介護認定を受けていらっしゃる方のご説明がありましたけれど、要支援認定も受けておられない方ですか。

事務局

まったく自立の方です。介護保険の方は要支援の認定を受けた場合サービスを受けることができますが、要支援、要介護の認定を受けていなくても、介護認定者と同様のヘルパーの派遣だとかデイサービスは受けられます。ただ18年度から、今回、介護保険制度が改正になりましてデイサービスはやめました。自立のヘルパーにつきましては継続分についてのみやっているということで、18年度より制度の内容を変えました。

部会長

それは意味があると思うのですが、やめた理由はなんですか。

事務局

ヘルパーですと要支援1、2でもなかなかサービスが受けられないような状況になってくる中で自立の方について、ヘルパーのサービスをすることが、制度上矛盾が生じる感じになってくるのです。これも他の市でも、ともに介護保険制度ができたときにやめているというのがほとんどなのです。帯広はズルズル伸ばしていった経過があります。自立のデイサービスについては、保健課の方で地域支援事業の中で通所型介護予防事業というのが4月から始めておりますのでだぶってしまうということがあるのです。

委員

自立の方で在宅サービスや介護保険対象外の高齢者福祉課のサービスというのは、割合は独居の方が多いのでしょうか。それとも世帯者、家族がいらっしゃるって、やめた事業も含めて、割合というのは特徴がありますか。

事務局

やはり独居が多いです。配食サービスもやはり独居の人が多くいます。ひとり暮らし高齢者への派遣ヘルパーですとか、デイサービスとか独居が多いです。

部会長

本当は要支援1、2ではないですけど、そこにいく前の人たちをカバーできないという考え方はあるのです。予算上のことなのでしょうね。特例はなしですか。

事務局

はい。特例はないですね。

部会長

ちなみに今更なのですけれど、どういう基準でこういうサービス提供する人を選別しておられるのですか。

事務局

私どもの指導員、相談員がお宅訪問をしまししているいろいろと状況を見る中で、要介護認定を受けていないのですけれど、要支援を考えてみても、いろいろな条件でされているようですけれど、その中でヘルパーを派遣しないと難しいだろうという方もいらっしゃるのです。

部会長

費用はどうなっているのですか。介護保険の方は介護保険枠でそれぞれの方が1割負担していると思うのですけれど、この自立の方々の費用は。

事務局

今までは国と道が4分の3の補助をして、市が4分の1なのですけれども。

部会長

本人負担はないのですか。

事務局

本人負担はあります。

部会長

大きいですね。介護保険との整合性があるのでしょうか。

委員

今回の介護保険の改正も予防介護に力を入れた結果、今まで補助が入っていたものが単独でやりなさいと。

委員

だから介護の括りから外れていたものが、今度予防介護は要支援に入ってきたから、さらにそれから漏れた人が出てきたからです。

委員

三つに分かれた形になっているのです。初めは介護保険に該当するものと自立のもの二通りだったものが、今度は予防介護も入ってきたから三つの形になったのだと思うのです。

部会長

自治体で独自の施策でそういうところをカバーしようとする、財源を考えると厳しいのだろうな。ないのでしょうねきっと。

事務局

部会長がおっしゃるように、狭間というのでしょうか、そういう人たちにどう対応するのかというのがありますね。私どもそれぞれケースバイケースで対応しているつもりなのですが、しかし問題はありますね。制度が改正になって、こういう制度になったものですからなかなか整合性が取れないのです。

部会長

そうですね。それはわかるのですけれどね、声が上がってきてもいいのかなという気もしますけれどね。

通所入浴以下のサービスはずっと継続されるのですか。

事務局

通所入浴も継続します。今、そうび苑と太陽園の2ヶ所に委託しまして、デイサービスには長時間で通えない。そうかといって自宅で訪問入浴をやっているのですけれど、ただ業者がどんどん少なくなっています。

部会長

そうですね。とはいいいながら助かっている人も一方でいるのですよね。

事務局

そうなのです。

委員

あと、一点、保健課にお聞きしたいのですが、この間テレビでやっておりまして保健師の栄養指導が大変効果があるとやっていたのですが、個別健康教育、高脂血症、高血圧、糖尿病、禁煙等とやっておりますけれど、実指導人数30人、延指導人数107人とおりますけれど、これは効果は測定されていらっしゃるのですか。

事務局

はい。

委員

かなり効果はあるのですか。

事務局

個別健康教育の対象になる方というのは、基本健康診査を受けられて先ほど言いましたように高脂血症、高血圧、糖尿病、喫煙で要指導になった方を対象に行っています。基本健康診査を受けている方々なものですから、健康診査を受けていただいたときの数値、これは実は6ヶ月間保健指導を受けていただくという内容になっております。6ヶ月間いろいろとアドバイスをさせていただきまして、6ヶ月後にどうなっているかということをもう一度採血いたしまして、その数値の改善の状況を見させていただきまして。おおよそ45%ぐらい基本健康診査で行った数値よりも改善した方ですとか、体重が肥満傾向にあった方が体重が落ちたですとか、そういうような形でいい傾向が見られました。

ただこの事業につきましては平成17年度を持ちまして一旦終わらせていただきまして、内容を変えた形で18年度から保健福祉センターの方で健康プランという形でさらに支援の方を充実した形で今現在行っております。

委員

今、対応している保健師は何人いらっしゃるのですか。

事務局

成人保健の担当している保健師の人数でよろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

保健師が正職で7名、看護師で1名、栄養士が1名、理学療養士が1名、10名ですね。あと他に保健師、看護師の嘱託という形で栄養士も含め8名、合計18名です。保健師だけですと7名、看護師も入れると8名、嘱託が4名ですので12名になります。

部会長

いかがでしょうか。

委員

ありません。

部会長

グループホームの人数はわかるのだけれども、1グループホームに2ユニットぐらいあるのかもしれませんが、グループホームそのものの数はどのくらいあるのですか。

事務局

17年度で24施設、386名入所です。

部会長

定員がですか。それでは100名くらい少ないのではないですか。

事務局

帯広市以外の方も入所されておりますので、基本的には地域のためのものですからそういう方向なのですけれども、どうしてもそういった施設が不足している、あるいは持たない、持っていない、設置されていないという自治体がありますので、そこら辺の兼ね合いが出てきます。

部会長

認可権限が自治体に移りましたよね。グループホームに申請が上がって作っていいよという認可は。

事務局

4月から地域密着型サービスの事業者の指定、指導監督権限が市町村に付与されました。

部会長

まだまだ動きがいろいろとあるところかなと思うところでもありますけれども、他になければ主要な施策の成果及び決算については、終わらせていただきます。

次に、議題の(3)市役所組織機構見直しについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2といたしまして行政機構の改革の案でございます。今の議会においてその検討がなされておりますけれども、行政側の考え方としては12月の議会で組織機構改革の決定をいただいて、19年4月実施ということを考えております。今回、組織機構の見直しにあたりまして理由となる考え方なのですけれども、地方分権が進む中で行政運営、あるいは時代の変化というものに即応できるような形での組織作りをしなければいけないということで、今回抜本的な見直しを図りますということでの考えで進めてきております。

見直しの視点となるポイントでございますけれども、自主、自立の視点を持って組織構を見直そう。次の時代を見据えた行政運営をできるような組織にしていこう。それから組織内改革を図れるような組織行政にしよう。市民の視点に立った発想を持って組織を変えていこう。という考えのもとに実施されるものでございます。

そこで資料2で大きく変わる部分と我々の所管しております保健福祉関連の部分のところを説明させていただきます。

まず中央に線がございまして左右で見比べられるようになっておりまして、右側が新しい案になっておりまして、左側に上から企画部、一つおいて財政部がございまして。これらを右の方に行きますところの一番上の政策推進部ということで、企画と財政を2部統合して政策推進部にする。これで1部減になります。

現行のところを少し下りてまいりますと、中央のところには緑化環境部というのがございます。これらについては環境関連については上から四つ目の部でございますけれども、市民環境部という部を新設しまして、従前の市民部と緑化環境部を合わせていくということで、ここでも部の減少を図って組織のスリム化を図るということでございます。

それから保健福祉部、従前の部分が今後においても保健福祉部として残るのですが、この中を見ていきますと、子供に関すること、児童家庭課という課がございますけれども、この部分の考え方を少子化対策を含めて、子供施策を視野に入れて組織化を図るということで保健福祉部の中から子供の部分を取り出しまして、こども未来部という形に設置していく。これはもう少し噛み砕いたものを後ほど説明いたしますけれども、ここが一番大きく保健福祉部が変わると、今まで保健課という言い方をしておりましたけれども、今回こども未来部の中に子供に関する保健衛生的なものの機能を分けましたので、今度は新しい保健福祉部の中には保健課の名称がなく、今後については健康推進課という名称にしていこうということで、少し変化がおきてくるということでございます。

あとは下の方になりますけれども都心開発部、建設部というのがございました。これについても統合化を図りまして、都市建設部という形に集約をしていこうということが、今回の概要と申しますか、こんな形での変更を考えているところでございます。

次に2枚目、保健福祉部の考えというのが出てくると思いますけれども、保健福祉部については、特に介護保険、あるいは、障害者の自立支援という形で制度的に大きく改正がされてきております。そういったことも視野に入れて高度化する行政事務を多面的に整理できるようにと考えておりまして、先ほど申し上げましたように子供に係る部分については、別な部分に集約してということで準備をしていく。部の名称としては保健福祉部そのまま存続していきますけれども、保健課業務を再編して成人保健と母子保健とし、母子保健についてはこども未来部が所管していくということに分かれていくということで、成人分の保健が保健福祉部の所管として残るという形になりました。この変更に伴いまして福祉事務所、これは行政の中に必ず設置しなければならない設置の義務でございますけれども、この部分においては保健福祉部に福祉事務所が提示されているという規則上の解釈でございますけれども、この部分についてはこども未来部との両方でということで、重なってくるということで、あまり普段意識はしていないのですけれどもそういう形に変わることになっております。

下でもう一回現行と見直し後ということでなっておりますけれども、保健福祉部について下線でございます保健課については成人保健のみを中心とする業務で、保健福祉部に留まりますけれども健康推進課になります。

それから、児童家庭課、これには多くの保育所が範疇にございますけれどもこの部分については、次ページにございますこども未来部の中にいくということで、こども未来部の所管でございますけれども、今回、少子化対策を施策に取り上げており、高齢者対策もそうなのですけれども、あるいは教育の問題という国の主要な施策の柱になりつつあると思いますので、この部分においては我々帯広市においても重要な課題といたしまして、こども未来部を新設いたしまして子供に関する部分を集約していくという考えでございます。

保健福祉部の中では児童家庭課がこども課、あるいは子育て支援課というところに分かれていくことになります。

保健課の業務であった母子保健、子育て支援の部分ということで、集約を図って子育て支援課の中に機能も入れてございまして、合わせて子供の部分というのは、保健衛生だけで押し量れるものではなくて、健全育成を中心とする部分がございまして、健全育成の強化連携を図るということで、こども未来部の中に従前の生涯学習部の中にございました女性青少年課、青少年センター、児童会館、学校教育課の中の幼稚園部分がこども未来部に集約して施策を中心に進めていくということで、今回改正すべく検討している状況でございます。

一応こういう方向で、今後、当面の行政組織のありようとして進みたいというのが帯広市の考え方でございます。

部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

事務局

全体的な概要について説明させていただきますけれども、部が現在13部、室という考え方がございますが、これが2ヶ所ございます。課の位置づけとしましては、82課存在しているのですけれども、この改正案の中では部については12部ということで1部減となり、室については2のままですから変更なしになりますけれども、課の数につきましては82から79ということで、3課を減少させるということでございます。スリム化と言えるのかちょっとわかりませんが、時代に合わせた形で推進していくとの説明をさせていただきました。

部会長

職員の数が減るわけではないですね。

事務局

職員の数は、今、現在行革を進めておりますので、そちらの方で減少を図ってまいりましたし、今後についても退職者のほぼ半数程度しか補充しない考え方を基本にやっております。新たな仕事の発生ですとか労働組合もありますので、その進み具合については今後さまざまな要因で若干変化はあるかもしれませんが、基本的にはそういう形で進めていきます。

部会長

こういう組織が変化したことを市民の皆様きちんと理解していただけるような、そういう啓蒙活動みたいなものは新聞に出すのですか。

事務局

広報誌に載せる、あるいは報道に載せてもらう。あるいは議会の中で議論いただく、あとはインターネット等で市のホームページの改革案を見ていただく。そういった部分です

ね。

私は皆様にある程度諮ったという一つの証としては、議会で検討いただくというのが一番のメインの形かと思います。

部会長

いかがですか。

他になければ、以上で組織機構の見直しについては、終わらせていただきます。

次に、議題の（４）その他についてですが、事務局の方からよろしく願います。

事務局

社会課の方からすでにご案内しておりますが、11月29日（水）午後7時から第2回帯広市健康生活支援審議会の開催を予定しております。

なお、本部会の次回の開催は、来年2月を予定しておりますが、議事の関係や緊急の議題が起こりましたら、さらに開催する場合がございますので、よろしく願います。

部会長

ただいまの事務局からの説明についてはよろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、これで閉会といたします。

長い時間、大変お疲れさまでした。